

船舶事故等調査報告書

平成25年4月25日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2013神第17号
事故等種類	乗揚
発生日時	平成24年11月9日 13時23分ごろ
発生場所	和歌山県田辺市文里港 田辺市所在の田辺港文里第2防波堤灯台から真方位034°670m付近 (概位 北緯33°43.2' 東経135°23.9')
事故等調査の経過	平成25年1月22日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報	
船種船名、総トン数	貨物船 第八大運丸、200トン
船舶番号、船舶所有者等	133484、有限会社大運丸
乗組員等に関する情報	船長、五級海技士（航海）
死傷者等	なし
損傷	推進器翼に曲損等
事故等の経過	本船は、船長ほか3人が乗り組み、船首約2.7m、船尾約3.7mの喫水により、船長が、文里港の浅所を知っていたが、乗り揚げることはないと思って同港を航行中、平成24年11月9日13時23分ごろ浅所に乗り揚げた。
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北、風力 3 海象：潮汐 上げ潮の末期
その他の事項	船長は、事故発生場所付近の航行経験が3回程度あった。
分析	
乗組員等の関与	あり
船体・機関等の関与	なし
気象・海象の関与	なし
判明した事項の解析	本船は、文里港を航行中、船長が乗り揚げることはないと思い、浅所付近を航行したことから、浅所に乗り揚げたものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、文里港を航行中、船長が乗り揚げることはないと思い、浅所付近を航行したため、浅所に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・浅所が存在する場所では、喫水と水深の確認を行うこと。